

伐木等作業の安全に関する規定

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

第一編 通則

第四章 安全衛生教育

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

八 胸高直径が七十センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が二十センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が二十センチメートル以上であるものの処理の業務（第六号の二に掲げる業務を除く。）

八の二 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前号に掲げる業務を除く。）

第二編 安全基準

第八章 伐木作業等における危険の防止

第一節 伐木、造材等

（伐木作業における危険の防止）

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。第四百七十九条において同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が四十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

第四百七十八条 削除

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、伐木の作業を行なう場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下本条において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行なわせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(造材作業における危険の防止)

第四百八十条 事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除く。以下この条において同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の措置を講じなければならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅ら による集材若しくは運材の作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この節において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

(修羅らによる集材又は運材作業における危険の防止)

第四百八十二条 事業者は、修羅ら による集材又は運材の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 木材を滑走させている間は、労働者を当該滑路に立ち入らせないこと。

二 とめ場、うす場その他滑路の一部において停止した木材を労働者に取り扱わせるときは、当該労働者に、その上方において木材を滑走させている者に対して滑走を停止させるための合図を行なわせ、木材の滑走が停止したことを確認させた後に、行なわせること。

(悪天候時の作業禁止)

第四百八十三条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(保護帽の着用)

第四百八十四条 事業者は、造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第二節 木馬運材及び雪そり運材

(木馬道)

第四百八十五条 事業者は、木馬による運材の作業を行う場合における木馬道(以下「木馬道」という。)については、次に定めるところによらなければならない。ただし、インクラインの方式による木馬の木馬道については、この限りでない。

一 縦断こう配は、二分の一以下(さん橋の部分については三分の一以下)とし、曲線半径が五メートル未満の曲線区間(曲線区間が十メートル未満の間隔で連続している場合における第二番目以後の曲線区間を除く。)の直前十メートルの区間については、単軌木馬その他有効な制動装置を備える木馬の木馬道及び制動用ワイヤーロープを備える木馬道の場合を除き、十分の一以下とすること。

二 曲線部における横断こう配は、四分の一以下とすること。

三 幅は、木馬の荷台の幅に三十センチメートルを加えた幅以上とし、曲線半径が五メートル未満の曲線区間については、木馬の荷台の幅に三十センチメートルを加えた幅に木馬の長さの五分之一に相当する幅を加えた幅以上とすること。

四 路面は、つまづき、踏抜き等により危険を生ずるおそれのない状態に保持すること。

五 路面の曲線部における外周で岩石、根株等の障害物により危険を生ずるおそれのある箇所については、当該障害物を取り除き、又は整地すること。

六 縦断こう配が八分の一以上の区間、木馬道の見透し距離が三十メートル未満の区間、他の道路との交差点その他木馬の運行について危険が生ずるおそれのある箇所の直前十メートルの地点には、注意標識を、労働者が容易に認識することができるように設けること。

七 さん橋は、丈夫な構造とし、かつ、埋込み盤木を設けること、盤木に補助盤木を設けること等踏みはずしによる危険を防止するための措置を講ずること。

八 曲線半径が五メートル未満の曲線区間の外周及びさん橋には、単軌木馬の木馬道の場合を除き、高さ五センチメートル以上の押え木を設けること。

第四百八十六条 事業者は、木馬道（単軌木馬、インクラインの方式による木馬その他の有効な制動装置を備える木馬の木馬道を除く。）で、八分の一以上の縦断こう配が十メートル以上にわたる区間については、制動用ワイヤロープを備え、これを労働者に使用させなければならない。

- 2 前項の木馬道において運材の作業に従事する労働者は、同項の制動用ワイヤロープを使用しなければならない。

第四百八十七条 前条第一項の制動用ワイヤロープは、著しい摩耗、腐食、断線等の欠点がないもので、木馬道の縦断こう配が三分の一以下であるときは直径が六ミリメートル以上、木馬道の縦断こう配が三分の一をこえるときは直径九ミリメートル以上のものでなければならない。

- 2 事業者は、前項のワイヤロープについては、立木、止めくい、根株等の固定物で堅固なものに、確実に取り付けなければならない。

（木馬への積荷）

第四百八十八条 事業者は、木馬に積荷するときは、かすがい、索等の用具により積荷を確実に固定させ、かつ、インクラインの方式による木馬の場合を除き、積荷の高さを当該木馬の中央幅の四倍に相当する高さ以下にしなければならない。

（木馬をひく作業）

第四百八十九条 事業者は、積荷した木馬をひく作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。ただし、第一号については、木馬道の平たんな区間においては、この限りでない。

- 一 単軌木馬及びインクラインの方式による木馬の場合を除き、木馬と木馬との間隔は、三十メートル以上を保持すること。
- 二 肩綱は、木馬をひくときに木馬に巻き込まれるおそれのない長さとし、かつ、木馬道の縦断こう配が八分の一以上の区間においては、容易に木馬からはずれるものであるときを除き、けさ掛をしないこと。
- 三 第四百八十六条第一項の制動用ワイヤロープの継替えは、木馬を確実に停止した後に行なうこと。

- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

（点検）

第四百九十条 事業者は、木馬による運材の作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検しなければならない。

- 一 木馬道の状態
 - 二 第四百八十六条第一項の制動用ワイヤロープを備える木馬道を使用するときは、当該制動用ワイヤロープの状態
 - 三 制動装置を備える木馬を使用するときは、当該制動装置の機能
- 2 事業者は、木馬道のさん橋で、一月以上使用を休止していたものを使用して木馬による運材の作業を行なおうとするときは、あらかじめ、当該さん橋の橋脚、はり、けた、控え及び筋かいの腐食の有無、これらのものの緊結部、接続部及び取付部の状態並びに橋脚の浮動の有無を点検しなければならない。
- 3 事業者は、前二項の点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(雪そり道)

第四百九十一条 事業者は、雪そり（畜力による雪そり及びインクラインの方式による雪そりを除く。以下同じ。）による運材の作業を行なう場合における雪そり道（以下「雪そり道」という。）については、次に定めるところによらなければならない。

一 縦断こう配は、雪そりの構造に応じて、次に定めるところによること。

イ 積荷の一部が路面に接する構造の雪そりを使用するときは、四分の一以下（直線区間が二十メートル未満である部分については三分の一以下）とし、曲線半径が十メートル未満の曲線区間（曲線区間が二十メートル未満の間隔で連続しているときにおける第二番目以後の曲線区間を除く。）の直前二十メートルの区間については、五分の一以下とすること。

ロ 積荷が路面に接しない構造の雪そりを使用するときは、五分の一以下とすること。

二 路面及びその曲線部における外周で、岩石、根株等の障害物により危険を生ずるおそれのある箇所については、当該障害物を取り除き、又は整地すること。

三 縦断こう配が十分の一以上の区間、雪そり道の見透し距離が五十メートル未満の区間、他の道路との交差点、橋その他雪そりの走行について危険を生ずるおそれのある箇所の直前二十メートルの地点には、注意標識を、労働者が容易に認識することができるように設けること。

四 雪そりの過速により危険を生ずるおそれのある部分には、土、わら、もみがら等を敷くことにより雪そりの速度を低下させるための措置を講ずること。

第四百九十二条 事業者は、運材の作業に使用する雪そりについては、有効な制動装置を備えたものでなければ、使用してはならない。

(雪そりへの積荷)

第四百九十三条 事業者は、雪そりによる運材の作業を行なう場合において、雪そりに積荷するときは、かすがい、索等の用具により積荷を確実に固定させ、かつ、積荷の高さを雪そりの中央幅の二・五倍に相当する高さ以下にしなければならない。

(雪そりを走行させる作業)

第四百九十四条 事業者は、雪そり道において積荷した雪そりを走行させる作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。ただし、第一号については、雪そり道の平たんな区間においては、この限りでない。

一 雪そりと雪そりとの間隔は、五十メートル以上を保持すること。

二 雪そりを停止させる場合において、後続の雪そりが追突するおそれのあるときは、後続の雪そりを走行させる者に対して停止のための合図をすみやかに行なうこと。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

(点検)

第四百九十五条 事業者は、雪そりによる運材の作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、雪そり道の状態及び雪そりの制動装置を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(悪天候時の作業禁止)

第四百九十六条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、木馬又は雪そりによる運材の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(保護帽の着用)

第四百九十七条 事業者は、木馬又は雪そりによる運材の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。